

政令第一二二三号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十七条第四項及び第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二中「警視庁には」を「警視庁に」に改め、「一人を」の下に「、大阪府警察本部に、大阪府警察本部長を助け、大阪府警察本部の事務を整理する職として副本部長一人を」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、二七四人
青森県	二、二六五人
岩手県	二、九六人

山梨県	新潟県	神奈川県	千葉県	東京都	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県
一、六四一人	四、〇六七人	一五、五七人	九、五一四人	四二、四二六人	一一、一五九人	三、三四六人	三、三三三人	四、七二五人	三、二二七人	一、九五五人	一、九二〇人	三、六三九人

奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	岐阜県	福井県	石川県	富山県	静岡県	長野県
二、四二三人	一一、五七二人	二〇、七三八人	六、三五六人	二、一九八人	二、九八一人	一三、一〇〇人	三、四一七人	一、七〇〇人	一、九四二人	一、九一〇人	六、一〇四人	三、三三四人

長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県
二、九九四人	一、六六五人	一〇、六〇五人	一、五七一人	二、三九一人	一、八一二人	一、五一二人	三、〇五〇人	五、〇〇五人	三、四〇二人	一、四八六人	一、二〇〇人	二、一一〇人

沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県
二、五六〇人	二、九六六人	一、九八〇人	二、〇二八人	二、九八九人

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

警察事務の実情に鑑み、大阪府警察本部の内部組織の基準及び地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改める必要があるからである。